

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社○部（以下「事業場」という。）において事務職として業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、未経験の薬事申請業務に従事することとなり、長時間労働を始めとする過重労働及び業務上のストレス等を原因として、精神障害を発病したという。

被災者は、平成○年○月○日、C駅の下りホームから電車に飛び込み、D病院に搬送されたが、同病院において死亡が確認された。死体検案書によると、死亡したとき「平成○年○月○日午後○時」、直接死因「脳挫傷」、死因の種類「自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、事業場関係者の中には、被災者の心身の変調に気付いた者はいないものの、請求人である妻が平成○年○月に入ってから、意欲低下、自信の低下、抑うつ症状、興味の喪失等の変調を確認していることから、ICD-10診断ガイドラインに照らし、同月上旬頃に、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断しており、被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

この点について、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、「被災者は平成○年○月中旬頃から同月○日までに、本件疾病を発病したというべきである。」旨主張し、請求人や被災者の弟は、被災者の発病当時の様子を摘示しているものの、医学的な根拠に基づいて被災者の発病時期を特定しているわけではないから、当該主張を採用することはできない。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えること

から、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求代理人は、被災者には長時間の時間外労働が認められる旨主張しているところ、被災者の労働時間についてみると、次のとおりである。

ア 請求代理人は、「監督署長の労働時間の認定は、勤務表を基礎としつつ、終業時刻についてはセキュリティ記録により修正しているが、これだけでは、被災者の労働実態は十分に反映されておらず、パソコンのログ記録、サーバーアクセス記録、ファイル更新記録、メール送信記録等を用いて、被災者の労働実態を正確に把握すべきである。」旨主張し、被災者の1か月当たりの時間外労働時間は、①自宅での持ち帰り作業を含めると、(a)発病前1か月目：16時間19分、(b)発病前2か月目：10時間25分、(c)発病前3か月目：9時間34分、(d)発病前4か月目：11時間24分、(e)発病前5か月目：8時間23分、(f)発病前6か月目：9時間46分となり、また、②自宅での持ち帰り作業を含めないとしても、(a)発病前1か月目：13時間19分、(b)発病前2か月目：8時間25分、(c)発病前3か月目：6時間34分、(d)発病前4か月目：8時間24分、(e)発病前5か月目：6時間23分、(f)発病前6か月目：6時間46分となるなどと述べている。

イ ところで、労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督の下にある時間をいい、必ずしも現実に精神又は身体を活動させていることを要件とせず、労働からの解放が保障されていない場合は、労働時間に当たると解される。

ウ 自宅における持ち帰り作業についてみると、これに要する時間は、必ずしも使用者の指揮命令下に置かれているとはいえないから、直ちに業務による負荷として評価することは適切ではないが、明示又は黙示の業務命令に基づき行われたものであり、かつ、客観的に評価し得る成果物が認められる場合には、労働時間とみるのが相当であると判断する。

本件において、請求人は、「平成〇年〇月頃からは、被災者は、土・日のどちらかも仕事に充てており、午後1時頃から午後7時頃まで家で仕事をしていた。」旨述べているが、一件記録を精査しても、被災者に対して、具体的に自宅での持ち帰り作業を命じた事実を確認することはできず、客観的に評価し得る成果物も認められない。そうすると、請求代理人が主張する被災者の自宅での作業に要した時間を労働時間とみることはできないものと判断する。

エ そこで、監督署長が認定した被災者の労働時間をみると、被災者の申告による勤務表のほか、セキュリティ記録、パソコンログ記録、サーバーアクセス記録、ファイル更新記録、メール送信記録など、被災者の労働時間を把握できる客観的な資料を可能な限り詳細に検討した上で集計されたものであるから、決定書理由に説示するとおり、被災者の就労実態をかなりの程度正確に反映したものといえることができ、当審査会としても、当該時間をもって被災者の労働時間とするのが相当であると判断する。

なお、請求代理人は、上記アのとおり、客観的な資料を用いて、より正確に被災者の労働実態を把握すべきである旨主張しているため、当審査会として、請求代理人が摘示する資料を改めて精査したが、①勤務表に記載された労働時間以外については、上司からの黙示又は明示の業務命令があったものとは認められないこと、②セキュリティ記録には被災者がセキュリティを解除及びセットしなかった日については記録が残らないこと、③パソコンログ記録、サーバーアクセス記録、ファイル更新記録及びメール送信記録によっても、被災者が具体的にどの程度の時間にわたり、どのような内容の作業をしたかを明らかにすることはできないこと、さらに、④持ち帰り作業については、その成果物を確認することができない上、請求人の申述も抽象的であって、自宅での具体的な作業内容を明らかにする客観的な裏付けに欠けることから、監督署長が認定した労働時間数を超えて被災者が業務に従事していたものとは認めることができず、請求代理人の主張を採用することはできない。また、請求代理人は、会社が被災者にパソコン及び携帯型ルーターを貸与し、休日もサーバーへのアクセスやメールの送受信が可能な体制を整備していたから、明示ないし黙示の業務指示があった旨主張しているが、一件記録をみても、会社がパソコン等通信機器を貸与していた事実は確認できず、また、自宅での持ち帰り作業の指示がされたものとも認められないから、その主張を採用することはできない。

- (4) 被災者の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事については、心理的負荷が極度の出来事はなく、また、上記(3)エのとおり極度の長時間労働も認められない。

そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求代理人は、業務

に関する出来事として、①会社に転職し、過去に経験したことのない英語を使用しての薬事申請業務に従事することとなったこと、②新人同様の能力しかなかったにもかかわらず、上司から適切なサポートを受けることなく、膨大な業務量を担わされていたこと、③上司に振り回され、当てこすりを受け、平成〇年秋以降上司との人間関係が悪化したこと、④事業場が本社からその必要性を疑われ、同年〇月中旬には被災者も本社から厳しく叱責されていたことなどを主張している

ア ①についてみると、E部長は、「分析業務など初めてのことは多々あったと思うが、基本的にはペアを組んで作業していたことから、業務の困難性はそれほどなかった。」「通訳や翻訳の担当者がおり、英語ができないからといって、仕事が滞るということにはなかった。」旨述べ、F課長は、「被災者はある程度基本的な知識は持っていたと思う。また、英語に関しては、通訳の方が在籍していたので、仕事の面で苦慮することはない。」旨述べている。また、Gも、「被災者は前職でも製薬関係の会社で勤務しており、基本的な知識はあったと思う。被災者は課長に確認したり、本社と連絡を取りながら進められる環境にあったので、一から十まで自分で調べながら仕事を進めなければならない状況にはなかった。」「英語に関しては、通訳担当の方を交えれば、業務が滞るということはない。」旨述べている。これらの申述を踏まえると、当該主張を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、被災者の経歴からすれば、基本的な知識は有していたものと認められ、しかも、本社担当者や通訳担当者から必要な支援を受けていたことからすると、たとえ不慣れな業務であったとしても、その対応が困難なものであったとは言い難いから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②についてみると、E部長は、「被災者が担当していた案件のうち、実質稼働していたのは2件で、業務量としてもボリュームが多いということにはなかったと記憶している。」「被災者には少しずつ覚えてもらおうと考えていたので、負荷を与えるようなことはしていない。」旨述べ、F課長は、「申請予定の製品は何品目もあったが、実際に稼働していたのは2～3件だったと記憶している。」旨述べ、Gも、「被災者が担当していた件数のうち、実際に稼働しているのは2～3件で、この件数は私も同じなので、被災者の件数が多か

ったということはない。」旨述べている。これらの申述を踏まえると、被災者の仕事量については同僚と大きな差があるものとは認められない。もっとも、被災者の時間外労働時間をみると、本件疾病発病1か月前と同2か月前とを比べ、24時間程度増加し、56時間11分となっていることが認められ、この点を考慮すれば、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、当該主張を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ ③についてみると、E部長は、「被災者と課長とでは仕事のテリトリーが違うので、被災者がF課長のフォローをしなければならないような体制ではなかった。F課長は被災者に対して叱責をするような場面はなかった。」旨述べ、F課長は、「被災者には仕事上必要なことはお願いしていたが、無理なお願いはしていない。」旨述べ、Gも、「F課長が被災者に仕事を押し付けるという状況も見なかった。」旨述べている。これらの申述からすると、当審査会としても、被災者とF課長との間に客観的なトラブルがあったものとは認め難く、仮に当該主張を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ ④についてみると、E部長は、「H本社と被災者との関係は良好であった。F課長がH本社の担当からいろいろ言われることは多かったが、被災者が当該担当とやり取りすることはなかった。また、事業場が本社からお荷物扱いされ、その存続自体が危ぶまれていたという事実はなかった。」旨述べ、F課長は、「H本社との関係が悪かったということは一切ない。」旨述べ、Gも、「本社の担当から指導されたとしたら被災者ではなく、F課長やE部長だと思う。」旨述べている。これらの申述からすると、当審査会としても、被災者とH本社又はH本社担当者との間に客観的なトラブルがあったものとは認め難く、仮に当該主張を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 以上を総合すると、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ及び「弱」となる出来事が3つあるものの、上記（3）エのとおり、

恒常的な長時間労働も認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

(5) 請求人及び請求代理人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であって、「強」には至らないことから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。